

平成22年2月26日開催

全 員 協 議 会 資 料

協議事項

1. 福島町議会基本条例に関する諮問会議条例の制定について
2. 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
3. 平成22年度 議会費の予算について

議会事務局

1. 福島町議会基本条例に関する諮問会議条例の制定について

- (1) 制定の理由について
議会基本条例の検証・見直し及び議員定数・歳費に関する事項並びに議会評価に関する事項等の調査審議等を行うための附属機関として、議会基本条例第20条の規定に基づき設置するものです。
- (2) 条例の主な内容
 - ・委員は5人とし、任期は2年とする。(第3条関係)
 - ・報酬は日額報酬で3,000円とする。(第7条関係)
 - ・旅行するときには、費用弁償として旅費を支給する。(第8条関係)
- (3) 施行期日
平成22年4月1日から施行する。
- (4) 条例案
別紙のとおり……P2

2. 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

- (1) 改正の理由について
「福島町まちづくり行財政推進プラン」における歳費等の扱いについては、平成21年度人事院勧告による期末・勤勉手当の改正を反映することとしていることから、本条例の一部を改正するものです。
- (2) 条例改正の内容
人事院勧告による期末手当(6月期△0.15月、12月期△0.10月)及び勤勉手当(6月期△0.05月、12月期△0.05月)の合計した削減率を第6条第2項(期末手当)の支給率から減ずるものです。

※平成22年3月31日で終了する独自削減

- ・期末手当 平成18年度から平成21年度 年間 0.7月削減

○現行と改正後との支給率比較

区分	6月期	12月期	計
①現行	2.00月	2.25月	4.25月
実支給率	1.65月	1.90月	3.55月
②削減率	△0.20月	△0.15月	△0.35月
①-② H22改正後	1.80月	2.10月	3.90月

- (3) 施行期日
平成22年4月1日から施行する。
- (4) 条例案
別紙のとおり……P4

3. 平成22年度 議会費の予算について

- ・総額 37,075千円(前年比 1,379千円、3.9%の増)
- ・増の主な内訳
議員期末手当682千円、臨時職員賃金174千円、諮問会議分150千円
議会だより印刷費159千円、インターネット中継費155千円
- ・詳細 別紙のとおり……P5

発議第3号

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例の制定について

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例を次のように定める。

平成22年3月11日 提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 滝川明子

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例

(設置)

第1条 福島町議会基本条例（平成21年福島町条例第11号。以下「基本条例」という。）第20条の規定に基づく附属機関として、福島町議会基本条例諮問会議（以下「諮問会議」という。）を設置する。その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について議長の諮問に応じたの調査審議及び議会に意見を申し出ることができる。

- (1) 基本条例の見直しに関する事項
- (2) 議員定数・歳費に関する事項
- (3) 議会評価に関する事項
- (4) その他基本条例に関する事項

(組織)

第3条 諮問会議は、委員5人で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 諮問会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 諮問会議は、会長が召集する。

- 2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 諮問会議は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 報酬は日額とし報酬額は、3,000円とする。

(費用弁償)

第8条 委員が職務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 第2項の旅費支給方法については、職員等の旅費に関する条例（昭和52年福島町条例第31号）の規定を準用する。ただし、職務のため町内旅行した者及び通知に応じて会議に出席した者に対して支給する旅費額は、別表に掲げる日当額とする。

(事務)

第9条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表

内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1日につき)
37円	1,000円	11,800円	1,000円

発議第 4 号

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 22 年 3 月 11 日 提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 滝川明子

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年福島町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第 6 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に 6 月に支給する場合において 100 分の 200 、12 月に支給する場合において 100 分の 225 を乗じて得た額に基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) 3 (略)	(期末手当) 第 6 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に 6 月に支給する場合において 100 分の 180 、12 月に支給する場合において 100 分の 210 を乗じて得た額に基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) 3 (略)

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

◆ 平成22年度当初予算(決定=H22.1.25)

(議会関係予算全体)

節	事務事業番号	細節内容	22年度			21年度			A-B	備考
			要求A	財政査定	最終予算	当初B	補正額	最終予算		
1	報酬		20,361	20,361	20,361	20,316	0	20,316	45	
	①	議長(月額198)	2,376	2,376	2,376	2,376	0	2,376	0	
	①	副議長(月額155)	1,860	1,860	1,860	1,860	0	1,860	0	
	①	委員長(月額141)	5,076	5,076	5,076	5,076	0	5,076	0	
	①	議員(月額131)	11,004	11,004	11,004	11,004	0	11,004	0	
	①	諮問会議委員報酬	45	45	45	0	0	0	45	5人×3回×3,000円
3	職員手当等		7,594	7,594	7,594	6,912	0	6,912	682	H21支給率=3.55月 H22支給率=3.90月 独自削減終了等で0.35月増
	①	議員期末手当	7,594	7,594	7,594	6,912	0	6,912	682	
4	共済費		3,746	3,743	3,743	3,691	△25	3,666	52	
	①	議員共済等負担金	3,269	3,269	3,269	3,281	△12	3,269	△12	
	②	社会保険料	449	449	449	379	0	379	70	臨時職員標準報酬月額の変更による増 118千円→126千円
	②	労働保険料	28	25	25	31	△13	18	△6	
7	賃金		1,746	1,746	1,746	1,572	0	1,572	174	手当の日数増 年間30日→年間60日
	②	臨時職員賃金	1,746	1,746	1,746	1,572	0	1,572	174	
8	報償費		100	100	100	100	0	100	0	
	①	専門的審査・調査謝礼	100	100	100	100	0	100	0	
9	旅費		1,261	1,261	1,149	1,007	110	1,117	142	
	①	諮問会議委員費用弁償	15	15	15	0	0	0	15	5人×3回×1,000円
	①	普通旅費	585	585	585	509	110	619	76	航空賃の積算基礎の変更による増(東京=4回)
	①	視察研修旅費	289	289	289	302	0	302	△13	
	①	職員旅費	231	231	119	158	0	158	△39	市町村アカデミー(千葉県:9泊10日、研修8日間) ※事務局職員専門研修 一般管理費に集約のうえ予算化することに決定
	①	同行旅費	51	51	51	38	0	38	13	全道議員研修同行人数の増(1人→2人)
	①	諮問会議委員旅費	90	90	90	0	0	0	90	札幌～函館(JR)、函館～福島(公用車)、1泊2日、3回
10	交際費		150	150	150	150	0	150	0	
	①	交際費	150	150	150	150	0	150	0	
11	需用費		704	704	704	543	131	674	161	
	①、③	消耗品費	258	258	258	242	0	242	16	印刷製本費より科目移記 ※写真用印刷用紙
	①	追録代	11	11	11	6	0	6	5	地方自治法質疑応答集等
	①	購読料	48	48	48	47	0	47	1	
	①	食料費	25	25	25	25	0	25	0	
		印刷製本費	0	0	0	20	0	20	△20	消耗品費に科目移記
	③	議会だより印刷製本費	362	362	362	203	131	334	159	38P→64=26P増 2,670部→2,500部=170部減 カラー印刷1回→2回 ※ページ数増の内訳 ①5月12P→22P 議会評価・議員評価 ②8月8P→10P 質疑充実、基本条例解説 ③11月10P→16P 決算審査等質疑、行政評価 ④2月8P→16P 質疑充実、総合計画
12	役務費		0	0	0	0	21	21	0	
		ADSL回線引き込み手数料	0	0	0	0	21	21	0	
14	使用料及び手数料		231	231	231	72	82	154	159	
	③	インターネットサーバースペースサービス使用料	76	76	76	72	4	76	4	使用料5,985円×12月 ドメイン更新料=3,675円
	③	議会インターネット中継回線利用料	155	155	155	0	78	78	155	プロバイダー料=85,680円 回線料=68,544円
18	備品購入費		60	60	60	97	5,458	5,555	△37	
	③	管理用備品購入費	60	60	60	97	35	132	△37	デジタルカメラ(1台) ※キャノンPowerShot G11
		図書代				0	15	15	0	
		議会映像等配信機器購入費				0	5,408	5,408		
19	負担金補助及び交付金		1,237	1,237	1,237	1,236	△256	980	1	
	①	管内議長会等負担金	371	371	371	370	△16	354	1	
	①	議員公務災害補償組合負担金	56	56	56	56	0	56	0	
	①	四町議員連絡協議会負担金	90	90	90	90	0	90	0	
	①	政務調査費	720	720	720	720	△240	480	0	
合計			37,190	37,187	37,075	35,696	5,521	41,217	1,379	当初比+3.9%